令和６年度　加東消防署旧東条分署解体撤去工事　　金抜設計書

工 事 番 号　2024119100

工　事　名　令和６年度　加東消防署旧東条分署解体撤去工事

施 工 場 所　加東市森869番地1、870番地3（加東消防署旧東条分署）

兵庫県　加東市

内訳			
	実施	今回変更	増減額
設計額 (内消費税額)	円 (　　円　)	円 (　　円　)	円 (　　円　)
請負額 (内消費税額)	円 (　　円　)	円 (　　円　)	円 (　　円　)

施工期限		
	実施	令和 7年 3月13日まで
	今回変更	

概要
解体撤去工事　一式
アスベスト調査　一式
アスベスト含有建材除去　一式
ＲＣ造2階建て　延床面積　284.50m2
Ｓ造平屋建　延床面積　51.08m2

番号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	令和6年度 加東消防署旧東条分署解体撤去工事						
A	直接工事費		1.0	式			
	直接工事費 計						
B	共通仮設費		1.0	式			
C	現場管理費		1.0	式			
D	一般管理費		1.0	式			
	諸経費 計						
E	スクラップ控除						
	スクラップ控除		1.0	式			
	工 事 価 格		1.0	式			
	消費税相当額	10%	1.0	式			
	工 事 費 計		1.0	式			

番号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A	直接工事費						
	直接工事費		1.0	式			
	総 合 計						
	改メ計						
B	共通仮設費						
	共通仮設費		1.0	式			
	共通仮設費	積上費	1.0	式			
	総 合 計						
	改メ計						

番号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
C	現場管理費						
	現場管理費		1.0	式			
	総 合 計						
	改メ計						
D	一般管理費						
	一般管理費		1.0	式			
	総 合 計						
	改メ計						

番号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
E	スクラップ控除						
	旧東条分署						
	スクラップ控除	アルミくず	0.8	t			
	スクラップ控除	ステンレスくず	0.04	t			
	スクラップ控除	金属くず　H2	35.0	t			
	デジタル無線システム						
	スクラップ控除	金属くず　H2	0.8	t			
	小 計						
	改メ計						

番号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B	共通仮設費						
	積上共通仮設費共						
	PCB含有調査費	調査対象（ｻｯｼｼｰﾘﾝｸﾞ）	1.0	ヶ所			
	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有調査費	常時+ｽﾎﾟｯﾄ増員（１か月程度）	1.0	ヶ所			
	交通誘導員	常時+ｽﾎﾟｯﾄ増員（１か月程度）	125.0	人			
	万能鋼板	H=3.0m　存置4か月	95.1	m			
	万能鋼板	H=3.0m　存置1か月	13.7	m			
	ﾊﾟﾈﾙｷｬｽﾀｰｹﾞｰﾄ	W=5.4m H=3.0m　存置4か月	1.0	ヶ所			
	小 計						

番号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B	共通費						
	共通仮設費		1.0	式			
	準備費、仮設建物費、工事施設費、環境安全費、動力用水光熱費 屋外整理清掃費、機械器具費、その他						
	小 計						
C	現場管理費						
	現場管理費		1.0	式			
	小 計						
D	一般管理費						
	一般管理費		1.0	式			
	合 計						

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
解体工事	1	式		
その他解体工事	1	式		
ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
撤去工事【旧東条分署】	1	式		
撤去工事【ガレージ棟】	1	式		
発生材処分	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
解体工事	1	式		
計				

解体工事

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設工事	1	式		
解体撤去工事	1	式		
発生材運搬費	1	式		
発生材処分費	1	式		
計				

その他解体工事

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
解体撤去工事	1	式		
発生材運搬費	1	式		
発生材処分費	1	式		
計				

ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
旧東条分署	1	式		
保管庫	1	式		
計				

撤去工事【旧東条分署】

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
電灯設備	1	式		
動力設備	1	式		
引込・幹線設備	1	式		
弱電設備	1	式		
計				

撤去工事【ガレージ棟】

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
電灯設備	1	式		
計				

発生材処分

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
発生材処理	1	式		
計				

解体工事

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
旧東条分署	1	式		
保管庫	1	式		
屋外附帯	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

解体工事

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設工事		1	式		
計					
解体撤去工事		1	式		
計					
発生材運搬費		1	式		
計					
発生材処分費		1	式		
計					

その他解体工事

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
解体撤去工事		1	式		
計					
発生材運搬費		1	式		
計					
発生材処分費		1	式		
計					

ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
旧東条分署		1	式		
計					
保管庫		1	式		
計					

撤去工事【旧東条分署】

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電灯設備	電灯分岐	1	式		
電灯設備	コンセント分岐	1	式		
計					
動力設備	空調機電源	1	式		
計					
引込・幹線設備	引込・幹線(電灯・動力)	1	式		
計					
弱電設備	放送・TEL・TV	1	式		
計					

撤去工事【ガレージ棟】

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電灯設備	電灯ｺﾝｾﾝﾄ	1	式		
計					

発生材処分

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
発生材処理		1	式		
計					

解体工事

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
旧東条分署		1	式		
計					
保管庫		1	式		
計					
屋外附帯		1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

解体工事　直接仮設工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
【旧東条分署】						
くさび緊結足場	手摺先行型　建地幅600㎜ 存置2か月　高さ10㎜未満	579	架㎡			
垂直養生	防音ｼｰﾄ　存置2か月	579	架㎡			
	※足場及び垂直養生は、解体棟建物 高さより1.0m程度高く設置すること					
脚立足場	並列　1か月 掛払い手間・賃料とも	208	床m2			
枠組棚足場	1か月　（車庫）　H=4.60m程度	60	床㎡			
【ｶﾞﾚｰｼﾞ棟】						
くさび緊結足場	手摺先行型　建地幅600㎜ 存置1か月　高さ10㎜未満	126	架㎡			
垂直養生	防音ｼｰﾄ　存置1か月	126	架㎡			
	※足場及び垂直養生は、解体棟建物 高さより1.0m程度高く設置すること					
【保管庫】						
くさび緊結足場	手摺先行型　建地幅600㎜ 存置1か月　高さ10㎜未満	51.4	架㎡			
垂直養生	防音ｼｰﾄ　存置1か月	51.4	架㎡			
	※足場及び垂直養生は、解体棟建物 高さより1.0m程度高く設置すること					

解体工事　直接仮設工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
計						

解体工事　解体撤去工事

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【旧東条分署】						
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造上屋解体	圧砕機,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 有筋　鉄筋切断　集積共	170	m3			
鉄骨造上屋解体	人力・機械併用 鉄骨ｶｯﾀｰ主体　集積共 ﾎｰｽﾘﾌﾀｰとも	41.8	延m2			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造基礎解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 有筋　鉄筋切断　集積共 点検ﾋﾟｯﾄとも 根切・埋戻・敷均し含む	25.7	m3			
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 有筋　鉄筋切断　集積共	28.8	m3			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 無筋　集積共 根切・埋戻・敷均し含む	3.9	m3			
内部造作解体	事務所	290	延m2			
【ｶﾞﾚｰｼﾞ棟】						
鉄骨造上屋解体	人力・機械併用 鉄骨ｶｯﾀｰ主体　集積共	49.6	延m2			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造基礎解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 有筋　鉄筋切断　集積共 根切・埋戻・敷均し含む	2.9	m3			
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 有筋　鉄筋切断　集積共	7.4	m3			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 無筋　集積共 根切・埋戻・敷均し含む	0.4	m3			
内部造作解体	事務所	49.6	延m2			
【保管庫】						
CB造上屋解体	圧砕機,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 地上からの解体 有筋　鉄筋切断　集積共	2	m3			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造基礎解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 有筋　鉄筋切断　集積共 根切・埋戻・敷均し含む	1.1	m3			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 無筋　集積共 根切・埋戻・敷均し含む	0.5	m3			
【屋外付帯】						
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装撤去	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 集積共	6.2	m3			

解体工事　解体撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装撤去	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 有筋　鉄筋切断　集積共	36.7	m3			
玄関ﾎﾟｰﾁ撤去	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 有筋　鉄筋切断　集積共 SUS製泥ﾏｯﾄとも	0.5	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ側溝撤去	W300×H500　鋼製ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞとも 有筋　鉄筋切断　集積共	9.5	m			
ｺﾝｸﾘｰﾄ会所撤去	500×500×H470　鉄板蓋とも 有筋　鉄筋切断　集積共	1	か所			
ｺﾝｸﾘｰﾄ会所撤去	500×500×H300　ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋とも 有筋　鉄筋切断　集積共	1	か所			
ｺﾝｸﾘｰﾄ会所撤去	350×350×H300　ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋とも 有筋　鉄筋切断　集積共	2	か所			
【土工事】						
埋戻し(A種)	-　山砂の類	38	m3			
砂利地業	再生切込砕石	31.7	m3			
【発生材積込費】						
発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ類（有筋）　機械	276	m3			
発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ類（無筋）　機械	12.4	m3			
発生材積込み	内装材　機械	22.1	m3			
計						

解体工事　発生材運搬費

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間無し 11.5km以下	276	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間無し 11.5km以下	6.2	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　ｱｽﾌｧﾙﾄがら類 DID区間無し 11.5km以下	6.2	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　木材類 DID区間無し 11.5km以下	15.7	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　廃ﾌﾟﾗ・ｺﾞﾑｼｰﾄ類 DID区間無し 11.5km以下	2.5	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　ｶﾞﾗｽ・陶器類 DID区間無し 11.5km以下	1.1	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　石こうﾎﾞｰﾄﾞ類 DID区間無し 11.5km以下	2.5	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　繊維類 DID区間無し 11.5km以下	0.2	m3			
計						

解体工事　発生材処分費

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材処分費	ｺﾝがら類（有筋）	634	t			
発生材処分費	ｺﾝがら類（無筋）	14.3	t			
発生材処分費	ｱｽﾌｧﾙﾄがら類	15.6	t			
発生材処分費	木くず類	15.7	m3			
発生材処分費	廃ﾌﾟﾗ・ｺﾞﾑｼｰﾄ類	2.5	m3			
発生材処分費	ｶﾞﾗｽ・陶器類	1.1	m3			
発生材処分費	ﾎﾞｰﾄﾞ類	2.5	m3			
発生材処分費	繊維類	0.2	m3			
計						

その他解体工事　解体撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
【ﾃﾞｼﾞﾀﾙ無線ｼｽﾃﾑ基礎撤去】						
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造基礎解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 有筋　鉄筋切断　集積共 根切・埋戻・敷均し含む	7.8	m3			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ解体	大型ﾌﾞﾚｰｶ,ﾊﾝﾄﾞﾌﾞﾚｰｶ併用 無筋　集積共 根切・埋戻・敷均し含む	0.5	m3			
【防災ｱﾝﾃﾅ撤去】						
防災ｱﾝﾃﾅ撤去	無線ﾏｽﾄｱﾝﾃﾅ（2基） 及び無線ｱﾝﾃﾅ（8段）　集積とも	1	式			
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ (油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型)	25t吊り　ｵﾍﾟﾚｰﾀ付き　賃料 標準	1	日			
【発生材積込】						
発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ類（有筋）　機械	7.8	m3			
発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ類（無筋）　機械	0.5	m3			
計						

その他解体工事　発生材運搬費

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　有筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間無し 11.5km以下	7.8	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間無し 11.5km以下	0.5	m3			
計						

その他解体工事　発生材処分費

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材処分費	ｺﾝがら類（有筋）	17.6	t			
発生材処分費	ｺﾝがら類（無筋）	1.2	t			
計						

ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事　旧東条分署

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
外壁ｱｽﾍﾞｽﾄ材撤去 （窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ材）	手ばらし撤去 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有ﾚﾍﾞﾙ3 環境測定・発生材集積共	63.5	㎡			
天井ｱｽﾍﾞｽﾄ材撤去 （石綿板貼の上、ﾘｼﾝ吹付）	手ばらし撤去 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有ﾚﾍﾞﾙ3　集積共 環境測定・発生材集積共	13.7	㎡			
内壁ｱｽﾍﾞｽﾄ材撤去 （化粧ｹｲｶﾙ板）	手ばらし撤去 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有ﾚﾍﾞﾙ3　集積共 環境測定・発生材集積共	59.8	㎡			
内壁ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材撤去 (ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押えVP塗)	集塵装置付き超高圧水洗及び集塵装置付きﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰｹﾚﾝ工法併用 /ﾏﾙﾎｳ同等以上 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有ﾚﾍﾞﾙ3 環境測定・土間養生・廃水処理 発生材処分費共	56.4	㎡			
梁型ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材撤去 (ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押えVP塗)	集塵装置付き超高圧水洗及び集塵装置付きﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰｹﾚﾝ工法併用 /ﾏﾙﾎｳ同等以上 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有ﾚﾍﾞﾙ3 環境測定・土間養生・廃水処理 発生材処分費共	15.5	㎡			
巾木ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材撤去 (ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押えVP塗)	集塵装置付き超高圧水洗及び集塵装置付きﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰｹﾚﾝ工法併用 /ﾏﾙﾎｳ同等以上 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有ﾚﾍﾞﾙ3 環境測定・土間養生・廃水処理 発生材処分費共	5.2	㎡			
ｻｻﾗ桁ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材撤去 (ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押えVP塗)	集塵装置付き超高圧水洗及び集塵装置付きﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰｹﾚﾝ工法併用 /ﾏﾙﾎｳ同等以上 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有ﾚﾍﾞﾙ3 環境測定・土間養生・廃水処理 発生材処分費共	3.6	㎡			
ｼｰﾘﾝｸﾞ撤去	PCB含有　集積共 手ばらし撤去 発生材は加東市へ引き渡し	177	m			
【発生材積込費】						
発生材積込み	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材 人力	0.8	m3			
【発生材運搬費】						
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材 DID区間無し 11.5km以下	0.8	m3			
【発生材処分費】						

ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事　旧東条分署

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材処分費	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材	0.8	m3			
計						

ｱｽﾍﾞｽﾄ除去工事　保管庫

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
屋根ｱｽﾍﾞｽﾄ材撤去 （小波ｽﾚｰﾄ材）	手ばらし撤去 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有ﾚﾍﾞﾙ3 環境測定・発生材集積共	5	㎡			
外壁ｱｽﾍﾞｽﾄ材撤去 （小波ｽﾚｰﾄ材）	手ばらし撤去 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有ﾚﾍﾞﾙ3 環境測定・発生材集積共	0.8	㎡			
【発生材積込費】						
発生材積込み	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材 人力	0.04	m3			
【発生材運搬費】						
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材 DID区間無し 11.5km以下	0.04	m3			
【発生材処分費】						
発生材処分費	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材	0.04	m3			
計						

撤去工事【旧東条分署】　電灯設備　電灯分岐

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			図E-003 電灯設備撤去図参照
計						

撤去工事【旧東条分署】　電灯設備　コンセント分岐

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			図E-004 コンセント設備図参照
計						

撤去工事【旧東条分署】　動力設備　空調機電源

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			図E-002 動力設備参照
計						

撤去工事【旧東条分署】　引込・幹線設備　引込・幹線(電灯・動力)

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			図E-002 引込・幹線図参照
計						

撤去工事【旧東条分署】　弱電設備　放送・TEL・TV

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			図E-002 弱電設備図参照
計						

撤去工事【ガレージ棟】　電灯設備　電灯ｺﾝｾﾝﾄ

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			図Ｅ-006 ガレージ棟電灯設備図参照
計						

発生材処分　　発生材処理

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬費	混合廃棄物　1m3	1	式			
発生材処分費	混合廃棄物　1m3	1	式			
計						

解体工事　旧東条分署

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			別紙 00-0001参照
冷媒ﾌﾛﾝ回収費		1	式			別紙 00-0002参照
計						

解体工事　保管庫

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			別紙 00-0003
給水管コマ下げ工事		1	式			コマ下げ工事 1
計						

解体工事　屋外附帯

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			別紙 00-0004
計						

解体工事　発生材処理

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬費		1	式			別紙 00-0005
発生材処分費		1	式			別紙 00-0006
計						

解体工事　旧東条分署

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			別紙 00-0001
(衛生器具設備)						(コメント)
大便器撤去	ﾀﾝｸ式　再使用しない	2	組			
小便器撤去	洗浄弁式壁掛小便器 再使用しない	3	組			
洗面器撤去	水栓1個、水栓2個 再使用しない	4	組			
手洗器撤去	再使用しない	2	組			
鏡撤去	再使用しない	5	枚			
(給水設備)						
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VA)　撤去	ねじ接合　屋外架空・暗渠 20A	9	m			
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VA)　撤去	ねじ接合　機械室・便所 20A	4	m			
水栓類　撤去	13A	3	個			
(排水設備)						
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)　撤去	屋外架空・暗渠　50A	8	m			
(給湯設備)						
小型電気温水器 撤去	置台形　12L	3	台			
給湯・銅管 撤去	屋外架空・暗渠　20A(　3/4B)	9	m			
混合水栓　撤去	13A	1	個			
ｼｬﾜｰｾｯﾄ撤去	固定式ｼｬﾜｰ、湯水混合栓 吐水口 再使用しない	1	組			
(ｶﾞｽ設備)						
ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ・配管用炭素鋼鋼管(白) 撤去	ねじ接合　屋外架空・暗渠 20A	1	m			

解体工事　旧東条分署

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			別紙 00-0001
(空調設備)						
ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 撤去	AC-1 ｶｾｯﾄ形　ﾂｲﾝ 能力：14.0ｋW	1	台			
ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 撤去	AC-2 壁掛形 能力：2.8ｋW	1	台			
ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ 撤去	AC-3 ｶｾｯﾄ形 能力：8.0ｋW	1	台			
冷媒用 断熱材被覆銅管 撤去	9.52外径(　3/8B) 液管 厚8mm	25	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管 撤去	15.88外径(　5/8B) ｶﾞｽ管 厚20mm以上	25	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ 塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)　撤去	屋内一般　　25A	15	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ 塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)　撤去	屋外架空・暗渠　25A	8	m			
(換気設備)						
天井扇 撤去		7	台			
換気扇 撤去	200φ	2	台			
ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ 撤去	150φ	1	台			
ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ(低圧、 高圧1､2ﾀﾞｸﾄ) 撤去	100mm　再使用しない	2	m			
ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ(低圧、 高圧1､2ﾀﾞｸﾄ) 撤去	150mm　再使用しない	5	m			
ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ(低圧、 高圧1､2ﾀﾞｸﾄ) 撤去	200mm　再使用しない	8	m			
ﾍﾞﾝﾄｷｬｯﾌﾟ撤去	再使用しない	8	個			
ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ 撤去	200φ	2	個			
計						

解体工事　旧東条分署

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
冷媒ﾌﾛﾝ回収費		1	式			別紙 00-0002
冷媒ﾌﾛﾝ回収費	AC-1	1	台			
冷媒ﾌﾛﾝ回収費	AC-2	1	台			
冷媒ﾌﾛﾝ回収費	AC-3	1	台			
計						

解体工事　保管庫

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			別紙 00-0003
(給湯設備)						(コメント)
油ﾀﾝｸ　撤去	216L	1	基			
給湯器(石油) 撤去	OB-1　床置形　46.5ｋW	1	台			
給湯・銅管 撤去	屋外架空・暗渠　20A(　3/4B)	2	m			
計						

解体工事　屋外附帯

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
撤去工事		1	式			別紙 00-0004
(給水設備)						
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VA)　撤去	ねじ接合　地中配管 20A	8	m			
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VA)　撤去	ねじ接合　地中配管 25A	35	m			
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VA)　撤去	ねじ接合　地中配管 80A	3	m			
散水栓(箱共) 撤去	13A	2	個			
量水器　撤去	25A	1	個			
(排水設備)						
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)　撤去	地中配管　100A	14	m			
計						

解体工事　発生材処理

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬費		1	式			別紙 00-0005
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　廃ﾌﾟﾗ類 DID区間無し 11.5km以下	0.2	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　陶器くず類 DID区間無し 11.5km以下	0.17	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　金属くず類 DID区間無し 11.5km以下	0.63	m3			
計						
発生材処分費		1	式			
発生材処分費	廃ﾌﾟﾗ類	0.2	m3			
発生材処分費	陶器くず類	0.17	m3			
発生材処分費	鉄くず類	0.63	m3			
計						

令和６年度

加東消防署旧東条分署解体撤去工事

標準仕様書

目　次

１．　工事名等　Ｐ．３

２．　工事内容　Ｐ．３

３．　共通事項　Ｐ．３～８

４．【仮設工事】特記事項　Ｐ．８～９

５．【解体施工】特記事項　Ｐ．９～14

６．【石綿含有建材除去工事】特記事項　Ｐ．14～19

７．特記仕様書に基づく提出書類一覧　Ｐ．19～20

標準仕様書

1.　工事名等

工事番号　　2024119100

工事名称　　令和６年度　加東消防署旧東条分署解体撤去工事

工事場所　　加東市森 869－1、870－3　（加東消防署旧東条分署）

工　　期　　契約締結日の翌日から令和７年３月 13　日まで

２．工事内容

解体撤去工事　　一式

アスベスト調査　　一式

アスベスト含有建材除去　一式

ＲＣ造２階建て　延床面積　284.50ｍ2

Ｓ造平屋建　　延床面積　　51.08ｍ2

３．共通事項

（１）契約

工事契約は、加東市工事請負契約約款による。

（２）契約不適合責任期間

工事一般　加東市へ引き渡した日より、２年。

（３）現場代理人及び主任技術者の設置

受注者は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 2 に基づき、本工事における現場代理人を決め、現場代理人届を提出する。また、同法第 26 条に定める主任技術者及び監理技術者についての資格を証明する資料を提出する。

（４）受注者は、設計図書（別冊の図面、解体共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、責任をもって履行する。

（５）優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。但し、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の通りとする。

（ア）質問回答書（（イ）～（オ）までに対するもの）

（イ）現場説明書

（ウ）特記仕様書

（エ）別冊の図面（設計図）

（オ）解体共通仕様書

（６）疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は解体方法等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議すること。

協議を行った結果、設計変更が生じる場合は、「３.共通事項（15）設計変更」を適用する。設計変更に至らない事項については、記録を整備する。

（７）実施工程表

①　工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。

②　実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。

③　契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。

④　③によるほか、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

⑤　監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

（８）施工計画書

①　工事の着手に先立ち、施工管理体制、解体工事を適切に遂行するための具体的手段と方法、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法を明示し、建設副産物の処理等について、施工の具体的な計画を定めた解体工事施工計画書を作成し、監督職員に提出し承諾を得ること。

②　解体工事施工計画書には、一般事項、準備作業、仮設計画、解体作業計画、建設副産物処理計画、搬出入計画、安全衛生管理計画等について記載すること。

③　施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

（９）近隣対策等

①　工事着手前に、地元関係者（地元自治振興会長、地元自治会長、地元地区長、周辺住民、隣接地地権者、車両通行敷地所有者等）等に工事内容の説明や協力依頼等の連絡調整を行うこと。

②　工事に伴う近隣住民との紛争又は工事に起因して発生した近隣建物・樹木・その他への被害及び苦情等は、受注者の責任において、誠意をもって解決すること。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に書面で報告すること。

（10）近隣建物等調査

解体工事に先立ち、近隣建物等（家屋、工作物等）の既存状態を正確に把握するための調査を行うものである。この調査は、工事が細心の注意を払って施工されているにも関わらず、不可避的に発生する損傷に対し、その内容の確認、受忍の範囲及び修復の程度等について、判断基準となる資料を作成することを目的として行う。

①　調査区域は、特記による。特記がなければ、工事区域に沿った建物等とし、監督職員と協議して定めること。

②　工事施工前と工事施工完了後に、近隣建物等（家屋、工作物等）の調査を行うこと。なお、調査項目は水準測量、傾斜測定、内外部の亀裂等損傷調査とし、写真撮影及び図面作成等行い、現況を記録すること。

③　調査内容については、近隣建物等の調査計画書を提出し、監督職員の承諾後に調査を行うこと。

④　近隣建物等調査完了後、成果品として近隣建物等調査報告書（電子データー共）を提出すること。

（11）官公署その他への届出手続き等

工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な手続き等を遅滞なく行う。また、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

（12）工事の一時中止に係る事項

次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

（ア）埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合

（イ）関連工事等の進捗が遅れた場合

（ウ）工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

（エ）第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

（オ）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状況が変動した場合

（13）工期変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更について、発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

（14）埋蔵文化財その他の物件

工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

（15）設計変更

工事着手後、設計変更が生じた時は、変更契約に基づき、監督職員と打合せの上、変更工事に着手すること。なお、設計変更が生じたことにより工事請負金額の変更を行う場合は、各工事とも契約時の設計単価及び経費率により、設計金額に落札率を乗じて請負金額の増減を行う。但し、解体方法等の関係で軽微な変更を行う場合は、請負金額の増減は行わない。

（16）工事の記録等

設計図書に定められた施工箇所全てにおいて、①工事前・②工事中・③工事後の写真を必ず撮影すること。特に解体工事着手前の事前措置、解体順序各段階における工程途中及び完了、建設副産物処理状況等のわかる工事写真が撮影出来ているかを入念に確認すること。適切な施工であることの証明として、監督職員から工事写真（工事前・工事中・工事後）の提示を求められた時は、提出すること。

また、完了検査時には、施工箇所全ての工事写真（工事前・工事中・工事後）をアルバムに整理し、提出すること。

（17）施工管理

① 工事に先立ち、当該工事対象建築物、埋葬物、周辺状況等を十分把握し、適切な施工管理体制を確立し、工程、安全、建設副産物処理等の施工管理を行う。

② 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

③ 解体施工に携わる下請負人について、建設業法又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく要件を証明する資料を監督職員に提出する。

④ 解体工事範囲内の建築物、工作物、その他指定された区分の障害物は全て撤去すること。また、樹木の伐採、移植等については特記による。特記がなければ、伐採、移植の時期及び方法等については、監督職員と協議の上、決定する。

⑤ 電気設備解体工事に伴う配管、配線、ハンドホール類は、原則としてすべて撤去し、必要に応じて埋戻しを行うこと。詳細は、施工前に監督職員と協議の上、決定すること。

⑥ 機械設備解体工事に伴う給排水管、消火配管、空調配管、ガス配管、ダクト類、桝類は、原則としてすべて撤去し、必要に応じて埋戻しを行うこと。詳細は、施工前に監督職員と協議の上、決定すること。また、家電リサイクル法で、処理方法が定められているものがある場合は、適切に処理すること。フロンを使用して

いる空調設備機器撤去に際しては、関係法令に従い回収を行うこと。

⑦　電気・ガス・電話・給排水設備の端末処理は、受注者が関係機関に手続きを行い処理すること。原則として、ガス・給水設備はメーターまで撤去（メーターは残置）し、排水設備は最終桝以降を残すこと。なお、端末処理について不確定部分がある場合は、監督職員と協議の上、決定すること。

⑧　解体工事後は、ガラ、ゴミ、ガラスくず等が残らないようにすること。

⑨　解体工事中に土壌汚染について疑われることが明らかになった場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受けること。

（18）施工条件

①　施工日及び施工時間は次による。

（ア）現場での施工時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までを基本とし、これを変更する必要がある場合、又は、休日及び夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

（イ）騒音が発生する工事、又は、施設利用上支障となる工事がある場合は、あらかじめ監督職員と協議し、施設の休館日等（臨時休館を含む）に施工する工程とする。

②　施工現場内での、全ての現場監督及び作業員（下請け業者含む）は、必ず名札を着用すること。

③　仮設工事の内容については、監督職員と協議すること。

（19）施工管理技術者

施工監理技術者は、工事に相応した能力を有する者とし、工事の施工、解体等に係る指導及び品質管理を行うこと。品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

（20）工程会議及び立会い

受注者は、工事中における定期的な工程会議を２～３週間に１回開催する。また、必要が生じた時には、その都度開催する。その際、現場代理人及び関係者は必ず出席すること。さらに、現場において、工程及び施工上打合せが必要な時は、その前日までに監督職員に対して立会いの請求を行い、立会いの日時については、監督職員の指示を受ける。

（21）打合せ及び記録

工事着手時､工事中における工程会議及びその他打合せ必要時に行った打合せ内容を、速やかに「打合せ記録簿（Ａ４版）」として書面で整理し、その都度、監督職員に提出する。

（22）施工中の安全確保

①　建築基準法、労働安全衛生法、その他関連法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）及び建築工事安全施工技術指針を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

②　気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

③　周辺道路の架空線・ケーブルは、各管理会社と打合せを行い、防護管等を取付けたうえで、解体工事に着手すること。

④　車両及びタイヤの洗車場を敷地内に設置し、近隣路面の汚染の防止と保護を努めると共に、道路は常に散水等で清掃すること。

⑤　工事用車両の通行に際して、工事期間中は、常時交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。

⑥　工事の施工に当たり、工事個所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。但し、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

⑦　火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意すると共に、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。

⑧　コンクリート破砕片、鉄筋・鉄骨の切断片等の飛散により、第三者及び作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応じて監視員を置くなどの措置を講ずる。

⑨　工事現場内及びその周辺の安全巡視を行い、災害防止に努める。

⑩　工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。

（ア）地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。

（イ）工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。但し、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告の上、対応を行う。

（23）交通安全管理

建設副産物の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整の上、交通安全の確保に努めること。

（24）災害等発生時の安全確保

災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させると共に、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、速やかに、災害及び事故発生の原因、経過及び被害内容等を監督職員に書面で報告する。

（25）施工中の環境保全等

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源の有効な利用の促進に関する法律、その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺の環境保全に努める。なお、工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化に努める。

（26）騒音・振動の測定

解体作業中は、常に騒音・振動計を現場に適切に配置及び表示し、記録すること。受注者は、測定記録を監督職員の求めに応じて、いつでも提示できるようにしておく。測定記録は整理し、報告書として提出すること。

（27）石綿含有建材の調査

あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の調査を行う。調査は、既存設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書類調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出すると共に、その写しを工事の現場に備え置く。

また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。なお、分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日基発第 0821002 号、最終改正令和 3 年 12 月 22 日基発 1222 第 17 号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記による。除去工事を行う場合は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（以下「改修標準仕様書（建築工事編）」という。）による、

「６．【石綿含有建材除去工事】特記仕様書」を適用する。

(28) 特記仕様書に記載されていない項目について

この特記仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」（最新版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（最新版）を適用する。

(29) 完了検査

完了検査は、監督職員と事前に打ち合わせの上、日時を決定し、検査を受けること。また、完了検査前に、受注者（施工業者）による自主検査を行い、次に、工事監理者による監理者検査を受け、報告書を提出すること。

完了検査は、「現場検査」及び「竣工書類検査」を行う。完了検査までに、監督職員が指示する竣工書類をそろえ、工事監理者に提出し検査を受け、確認印をもらうこと。完了検査時には、工事監理者の確認印が押印された竣工書類一式を、発注者に提出すること。

(30) 産業廃棄物の処理

① 解体工事に伴い発生する建設廃材等の産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に処理する。

② ＰＣＢを含む機器類、ＰＣＢ含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、ダイオキシン類等の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、適正に処理する。

③ 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省第 21 号。以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令に基づき、適正に処理する。

④ 解体工事完了後竣工書類の一部として、建設廃棄物処理委託契約書、マニフェスト票（Ａ票、Ｂ２票、Ｄ票、Ｅ票）の写し及び処分した廃棄物の種類・廃棄量の分かる書類と共に提出すること。

⑤ 受注者は、積込状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、ストックヤードの状況、受入れ地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る）、現場内での分別状況、再資源の利用状況等を、廃棄物処理状況記録として撮影すること。写真には黒板等を用いて日付記載を行うこと。また、解体工事完了時には、竣工書類の一部として、廃棄物処理状況記録写真として、整理し提出すること。

４．【仮設工事】特記事項

（１）一般事項

建築物等を解体するために必要な仮設工事に適用する。

（２）仮設材料

仮設に使用する材料は、適切な性能を有するものとし、新品に限らない。

（３）騒音・粉じん等の対策

① 騒音・粉じん等の対策は次により、適用は特記による。なお、シート類は防炎処理されたものとする。

（ア）防音パネルは、隙間なく取り付ける。

（イ）防音シートは、重ねと結束を十分に施し、隙間なく取り付ける。

（ウ）養生シート等は、隙間なく取り付ける。

② 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等は、特記による。足場等は、防音パネル等の取付に適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

（４）足場等

① 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）その他関係法令等に基づき、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

② 足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　平成 21 年 4 月 24 日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

③ 屋根等での作業における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

④ 定置する足場、作業構台等は、関連工事等の関係者に無償で使用させる。

（５）監督職員事務所等

① 監督職員事務所の設置、規模及び仕上の程度は、特記による。

② 監督職員事務所の設備、備品等

（ア）監督職員事務所に設ける設備は、監督職員と協議する。

（イ）監督職員事務所に設置する備品等の種類及び数量は、特記による。

（ウ）監督職員事務所の光熱水費、通信費、消耗品費等は受注者の負担とする。

③ 仮設物の設置は、関係法令等に基づき行う。なお、作業員宿舎は、工事現場内に設けない。

④ 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

⑤ 工事完成までに、仮設物を撤去し、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。

（６）山留め

① 山留の設置

（ア）山留めは、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）その他関係法令等に基づき、安全に設置する。

（イ）山留めは、地盤の過大な変形や崩壊を防止できるものとし、地盤調査報告書、工事現場の土質状況等を総合的に判断し、適切な構造計算を行い、所定の耐力を有するものとする。

② 山留めの管理

山留め設置期間中は、常に周辺地盤、山留めの状態を点検及び計測する。異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督職員に報告する。

③ 山留めの撤去

山留めの撤去は、撤去しても安全であることを確認した後、慎重に行い、鋼材等の抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる。

５．【解体施工】特記事項

（１）一般事項

建築物等の解体施工に適用する。

（２）用語の定義

用語の定義は、次による。

① 「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物等をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体することをいう。

② 「破砕解体」とは、圧搾機、ブレーカー等により、躯体を破砕して解体することをいう。

③ 「転倒解体」とは、柱、壁等の転倒方向を定めて脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体することをいう。

④ 「部材解体」とは、カッター、ワイヤソー等により、躯体を部材ごと又は柱、梁等の部材が組み合ったブロックごとに、切離し解体することをいう。

⑤ 「自立解体」とは、柱、壁等が他の架構、壁等から切り離され、自立した状態をいう。

（３）施工計画調査

解体施工に係る施工計画調査は、次による。

① 解体等の施工計画作成に係る調査。

② 構造的安全性等に係る次の調査。

（ア）重機、コンクリート破砕片等の想定される荷重に対する、床及び梁の強度等の構造計算による確認。

（イ）異種構造接合部の状況調査。

（ウ）内装材等の解体後における構造体の劣化状況調査。

（エ）カーテンウォール取付状況等の調査。

③ 有害物質を含む材料の処理

解体部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることが発見された場合、監督職員と協議する。除去工事を行う場合は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（以下「改修標準仕様書（建築工事編）」という。）による、「６．【石綿含有建材除去工事】特記仕様書」を適用する。

（４）事前措置

① 特別管理産業廃棄物、石綿含有建材及び特殊な建設副産物の処理を行う。処理については、「３．共通事項（27）石綿含有建材の調査、及び（30）産業廃棄物の処理」を適用する。

② 各種設備機器の停止並びに給水、ガス、電力及び通信の供給が停止していることを確認する。なお、給水管、ガス管、ケーブル等の切断は、次による。

（ア）切断は、解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めとし、止水又は漏えい防止の措置を講ずる。また、切断位置を明確にし、記録を監督職員に提出する。

（イ）工事に支障となる配管、配線等の切り回しが必要な場合は、監督職員と協議する。

③ 落下するおそれのある付属物は、事前に撤去する。

④ 建築物等の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、監督職員と協議の上、駆除等を行う。

⑤ 電気設備のコンデンサ等は、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。

⑥ 蓄電池等は、充電状態の確認を行い、短絡等による事故を防止する。

⑦ 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。

⑧ 浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等は、事前に回収し、洗浄、消毒等の措置を行うものとし、適用は、特記による。なお、措置を行う場合は、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。

⑨　オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油は、事前に回収し、洗浄等の措置を行うものとし、適用は、特記による。但し、廃油は特別管理産業廃棄物で処理する。なお、措置を行う場合は、異臭の発生並びに周囲及び途中への汚染を防止する。

（５）解体順序及び方法

工事の着手前に、解体等処分物件の形状、構造及び周囲の状況等を調査し、低振動及び低騒音型の機械器具等の選定を心掛けたうえで、対応する施工方法を選定する。

工事の施工に当たっては、周辺環境に悪影響を及ぼさないように十分留意すること。

①　解体順序

解体は、上記「（４）事前措置」を行った後、建設リサイクル法に基づき、次の（ア）から（ウ）までに示す順序による。但し、これにより難い場合は順序を変更し、監督職員に報告する。

（ア）建築物

⑴　建築設備及び内装材の取外し

⑵　屋根葺材等の取外し

⑶　外壁材の取壊し

⑷　躯体の取壊し

⑸　基礎及び杭の取壊し

（イ）工作物（建築物以外のもの）

⑴　さく、照明設備の付属物の取外し

⑵　工作物のうち基礎以外の部分の取壊し

⑶　基礎及び杭の取壊し

（ウ）その他

⑴　構内舗装等の取壊し

⑵　地下埋設物及び埋設配管の取壊し

②　解体方法

（ア）解体の方法は、次のいずれかとする。

⑴　手作業

⑵　手作業及び機械による作業

（イ）上記「①解体順序」のうち、「建築設備及び内装材の取外し」及び「屋根葺材等の取外し」並びに「さく、照明器具等の取外し」の解体方法は、手作業とする。但し、これにより難い場合は、監督職員と協議のうえ、手作業及び機械による作業によることができる。

（ウ）主要構造部の解体等

主要構造部の解体は、重機による圧搾工法を原則とし、低振動及び低騒音の機械を使用する。また、地下構造物の解体に当たっては、現場周辺への環境影響を最小限に抑えるため、ウォールソーイング工法、ワイヤーソーイング工法、コアドリリング穿孔工法等を併用し施工する。原則としてジャイアントブレーカーの使用は認めない。

（エ）粉塵の飛散防止

次の作業を行う場合は、粉塵等の飛散防止のため、常時散水を行う。

⑴　作業前、作業中及び積込作業

⑵　ブレーカー、穿孔機、圧砕機等の解体作業

⑶　地上外周部転倒解体を行う場合の転倒解体箇所及びその周辺部

（６）建築設備

①　電気設備は、次の（ア）から（キ）までの種類ごとに分別解体する。

（ア）廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物

（イ）資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品

（ウ）機器類

（エ）断熱材

（オ）配管類

（カ）電線及びケーブル類

（キ）その他の電気設備

②　機械設備は、次の（ア）から（カ）までの種類ごとに分別解体する。

（ア）配管及びダクト

（イ）機器類

（ウ）保温材

（エ）ユニットバス等

（オ）衛生陶器類

（カ）その他の機械設備

（７）内装材

内装材は、次の（ア）から（カ）までの種類ごとに分別解体する。

（ア）木材

なお、ＣＣＡ処理木材の処理方法は、廃棄物処理法に基づき、「処理に注意を要する建設廃棄物（ア）」を適用する。

（イ）鋼製建具、アルミニウム製建具、ステンレス製建具等

（ウ）せっこうボード

なお、せっこうボードの処理方法は、廃棄物処理法に基づき、「処理に注意を要する建設廃棄物（イ）」を適用する。

（エ）壁、天井材等の軽量鉄骨下地等

（オ）その他の内装材

（８）屋根葺材等

①　屋根葺材

屋根葺材等は、次の（ア）から（エ）までの種類ごとに分別解体する。

（ア）長尺金属板、折板等

（イ）粘土瓦、セメント瓦等

（ウ）屋根葺材等の金属下地等

（エ）その他の屋根葺材等

②　屋根葺材等の取外しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

③　屋根防水

屋根防水材等は、次の（ア）から（オ）までの種類ごとに分別解体する。

（ア）防水層保護のコンクリート

（イ）れんが等

（ウ）断熱材等

（エ）アスファルト防水材

（オ）その他の防水材等

（９）外壁材

外壁材は、次の（ア）から（オ）までの種類ごとに分別解体する。

（ア）ガラス

（イ）建具

（ウ）その他の外装材

なお、外装材等の取壊しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

（10）躯体

① 躯体

躯体は、次の（ア）から（オ）までの種類ごとに分別解体する。

（ア）コンクリート

（イ）鉄筋

（ウ）木材

（エ）その他の構造材

② 躯体の解体

（ア）解体に当たり、躯体の安定性を常に確認し、施工計画と相違する点が判明した場合は、工事を一時中断し、適切な措置を講ずる。

（イ）解体に重機等を使用する場合は、重機、コンクリート塊等の重量、振動又は衝撃に対して、床、梁又は地盤等に適切な補強を行い、安定性を確保する。

（ウ）躯体部分の解体に際しては、壁等の引き倒しや、高層からの骨組等の廃材の落し込みなどの危険な行為を行わず、安全面や振動・騒音・粉塵に対して、十分検討し施工すること。

（エ）解体工法は、次による。但し、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

⑴ 階上からの作業による破砕解体は、次による。

A 解体は上階から順に、１層ごとに解体する。

B 大スパンの場合、過荷重を避けるため、複数の重機等を集中させない。

⑵ 躯体の地上外周部の解体は、次による。

A 片持梁等の張出しのある外周部は、外側への転倒を防止する。張出し部分を先行して、解体するか又は適切な支持等を行う。

B 外周部を自立状態とする場合、その高さは２層分以下とし、安全性を確認する。

⑶ 地上外周部の転倒解体は、次により、直ちに一連の作業を終了させる。なお、転倒解体部分（以下「転倒体」という。）の壁の縁切り、柱脚部の転倒支点の欠き込み等に当たり、事前に転倒防止措置を講ずる。

A 転倒解体によるコンクリート塊の飛散、落下等による安全を確保する。

B 高さは１層分以下とする。

C 転倒体は、柱２本以上を含み、幅は1～2スパン程度とする。

⑷　部材解体等による場合は、次による。

A　解体範囲を部材ごと又はブロック単位ごとに、形状、寸法、重量等を十分に検討し、落下及び転倒防止のため仮吊り又は仮支持を行い、切り離す。

B　切り離した部材又はブロックは、落下及び転倒に十分注意し、地上又はステージ上に降ろして分別解体する。

⑸　地下階、基礎等の解体は、工事中に異常沈下、法面の活動その他による災害が発生しないよう、災害防止措置を講ずる。

（オ）異種構造、増改築部等を解体する場合は、接合部の強度等に十分注意し、安全を確保する。

（11）基礎及び杭

①　基礎等

（ア）基礎等は、騒音、振動等に配慮し、分別解体する。

（イ）解体に当たり、周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法とし、関係法令等に基づき、適切な法面又は山留めを設ける。山留めを設ける場合は、「４．【仮設工事】特記仕様書（６）山留め」を適用する。

（エ）解体箇所に近接する建築物、埋設物等が崩壊又は破損のおそれある場合は、損傷を及ぼさないよう適切な措置を講ずる。

②　杭

杭の処理は、特記による。

（12）工作物（建築物以外のもの）

さく、照明設備等の付属物

（ア）さく、照明設備等の付属物の解体は、特記による。

（イ）さく、照明設備等の付属物は、分別解体する。

（ウ）基礎及び杭の取壊しは、「（11）基礎及び杭」による。

（13）構内舗装、樹木等

①　アスファルトコンクリート、コンクリート等は、分別解体する。

②　樹木等の伐採伐根及び移植は、特記による。

（14）地下埋設物及び埋設配管

①　地下埋設物及び埋設配管の解体は、特記による。

②　地下埋設物及び埋設配管は、分別解体する。

（15）解体後の整地

①　解体後の埋戻し及び盛土は、特記による。

②　解体後の敷地は、地均しを行う。

６．【石綿含有建材除去工事】特記事項

（１）一般事項

大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する石綿含有吹付材、石綿含有保温材等（石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（以下「石綿含有建材」という。）の除去工事に適用する。

①　基本要求品質

石綿含有建材は、安全かつ完全に除去すること。

②　施工一般

大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成 17 年

厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令に基づき、施工を行う。

③　仕上工事

石綿含有建材除去後の仕上工事については、特記による。

④　石綿粉塵濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数は、特記による。

（２）除去工事共通事項

①　専門工事業者

石綿含有吹付材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。

②　石綿作業主任者

石綿含有建材の除去に当たり、石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習終了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習終了者とする。

③　除去作業者

石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

④　特別管理産業廃棄物管理責任者

石綿含有吹付材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。

⑤　施工区画への関係者以外の立入禁止

作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する場所は、関係者以外の立入りを禁止する。

⑥　表示及び掲示は、次による。

（ア）大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

（イ）「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（平成17年8月2日基安発第0802001号）」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

（ウ）石綿則に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。

（エ）石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。

⑦　石綿を保管する容器等への表示

石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。

⑧　保護具等は、次による。

（ア）作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。

（イ）作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護

メガネを併用する。

⑨　保護衣及び作業衣は、次による。

（ア）作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。

（イ）保護衣は、JIS T 8115（化学防護服）の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ５）同等品以上のものとし、使い捨てとする。

（ウ）作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。

（３）石綿含有吹付材の除去

①　石綿含有吹付材の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を必要としない壁、床、機器等への汚染防止のため、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。

（ア）壁面、床面等にプラスチックシート等（以下「隔離シート」という。）を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。なお、隔離シートの厚さは、壁は 0.08 ㎜以上のものを１重、床は厚さ 0.15 ㎜以上のものを２重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。

（イ）隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した３室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。

（ウ）洗身室にはエアシャワー設備を設ける。

（エ）隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するためのＨＥＰＡフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。

（オ）集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。

（カ）作業開始後や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合等は、粉じんを迅速に測定できる機器により集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められた時は、直ちに作業を中止し、必要な措置を講ずる。

（キ）その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。

（ク）隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。

②　工法は、次による。

（ア）石綿含有吹付材の除去工法は、特記による。特記がなければ、含有吹付材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、除去する。

（イ）除去した石綿含有吹付材等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。なお、石綿含有吹付材の飛散防止措置は、湿潤化又は固形化とし、特記による。特記がなければ、湿潤化とする。

Ａ　除去作業場所において、厚さが 0.15 ㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密閉する。この際、石綿含有吹付材等が湿潤化又は固形化していることを確認する。

Ｂ　前室で、高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材

料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、ＨＥＰＡフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機とする。

Ｃ　前室又は洗身室で、さらに、厚さが 0.15 ㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることの表示を行う。

③　除去した石綿含有吹付材等の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき、次による。

（ア）石綿含有吹付材等の保管は、次の（イ）によるほか、「発生材処理等」の「特別管理産業廃棄物の保管」による。また、運搬及び処分は、次の（ウ）及び（エ）によるほか、「発生材処理等」の「特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託」による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固形化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。

（イ）石綿含有吹付材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。

（ウ）石綿含有吹付材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。

（エ）石綿含有吹付材等の処分は次のＡ又はＢにより、処分方法は特記による。

Ａ　埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。

Ｂ　中間処理の場合は、都道府県知事から設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

④　確認及び後片付けは、次による。

（ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

（イ）（ア）の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。

（ウ）隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。

（エ）隔離シートに付着した石綿等の粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空気中へ散布して、石綿を沈降させる。

（オ）隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。なお、床面の隔離シートの撤去は、（カ）の後、最後に行う。

（カ）設置された足場及び仮設材は、解体前に足場等に付着した石綿等の粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃する等により、付着したものを除去した

後、解体し、搬出する。

（キ）隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は、②（イ）により、飛散防止措置を講ずる。

（ク）隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は③による。

（ケ）後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

（４）石綿含有保温材の除去

① 石綿含有保温材等の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、除去方法は特記による。

（ア）切断又は破砕して除去する場合は、（３）石綿含有吹付材の除去に準じて行う。

（イ）原形のまま、手ばらしの場合は、②から④までによる。なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。

（ウ）石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。

② 工法は、次による。

（ア）石綿含有保温材等の除去は、特記による。特記がなければ、含有保温材を粉じん飛散防止抑制剤等により湿潤化した後、原形のまま、手ばらしで行う。

（イ）除去後の処理は、（３）④（イ）による。

（ウ）除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、（３）②（イ）により、飛散防止措置を講ずる。

③ 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、（３）③による。

④ 確認及び後片付けは、次による。

（ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

（イ）（ア）の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。

（ウ）養生シート等の撤去に当たっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。

（５）石綿含有成形板等の除去

① 石綿含有成形板等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う場合は、特記による。

② 工法は、次による。

（ア）石綿含有成形板等の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議の上、常時湿潤化した状態で作業を行う。但し、石綿を含有するケイ酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。

（イ）除去した石綿含有成形板等の集積及び積込に当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。

（ウ）石綿含有成形板等は、湿潤化の上、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等

に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。

③　除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分は、次による。

（ア）石綿含有成形板等の保管は、次の（イ）によるほか、「発生材の処理等」、「建設廃棄物の施工計画調査、処理計画、保管並びに運搬、再生及び処分の委託等」、「建設廃棄物の保管」による。また、運搬及び処分は、次の（ウ）及び（エ）によるほか、「建設廃棄物の運搬、処分等の委託」による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれることを記載する。

（イ）石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。

（ウ）石綿含有成形板等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有成形板等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止の措置を講ずる。

（エ）石綿含有成形板等の処分は、次による。

Ａ　石綿含有せっこうボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。

Ｂ　石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は埋立処分又は中間処理とし、適用は特記による。

⑴　埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。

⑵　中間処理の場合は、（３）③（エ）Ｂによる。

④　確認及び後片付けは、次による。

（ア）関係法令に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

（イ）養生シート等の撤去の当たっては、シート等を十分に清掃する。

７．特記仕様書に基づく提出書類一覧

【 建築物解体工事 】

３．共通事項（３） 現場代理人及び主任技術者の設置	現場代理人届 主任技術者（必要に応じて設置）
３．共通事項（７）実施工程表	実施工程表　週間工程表 月間工程表 工種別工程表
３．共通事項（８）施工計画書	解体工事施工計画書
３．共通事項（９）近隣対策等	被害及び苦情報告
３．共通事項（10）近隣建物等調査	

３．共通事項（11）官公署他への届出	届出報告
３．共通事項（13）工期変更に係る資料	算出根拠、変更工程表等
３．共通事項（16）工事の記録等	完了検査時　施工箇所全ての工事写真
３．共通事項（17）施工管理	③建設リサイクル法に基づく要件を 証明する資料
３．共通事項（21）打合せ及び記録	打合せ記録簿（Ａ４版）
３．共通事項（24） 災害等発生時の安全確保	災害及び事故発生の原因及び経過報告書 被害内容等報告書
３．共通事項（26）騒音・振動の測定	
３．共通事項（29）完了検査	受注者（施工業者）による自主検査報告書 工事監理者による検査報告書 工事監理者確認印押印済の竣工書類一式
３．共通事項（30）産業廃棄物の処理	建設廃棄物処理委託契約書写し ﾏﾆﾌｪｽﾄ票（A 票、B2 票、D 票、E 票）写し 廃棄物の種類・廃棄量の分かる書類 廃棄物処理状況記録写真
６．石綿含有建材除去工事 特記事項（２）除去工事共通事項	工事に相応した技術を有する証明書 （除去工事を行う場合）